

(様式第 4 号)

上田中央地域協議会 会議概要

1 審 議 会 名	上田中央地域協議会
2 日 時	令和元年 9 月 2 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 5 分まで
3 会 場	中央公民館 2 階 会議室
4 出 席 者	天田委員、伊藤委員、岡部委員、金井委員、小林委員、谷藤委員、中澤 (純) 委員、 中澤 (健) 委員、成澤委員、羽原委員、樋村委員、古川委員、丸山委員、宮本委員、 柳沢委員、山浦委員
5 市側出席者	【事務局】 宮澤市民参加・協働推進課長、内藤地域内分権推進担当係長、大滝中央地 域担当主査、片山地域内分権推進担当主査
6 公開・非公開	☒ 公 開 ・ ☐ 一部公開 ・ ☐ 非公開
7 傍 聴 者	1 人 記者 0 人
8 会議概要作成年月日	令和元年 1 0 月 4 日

協 議 事 項 等

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議

(1) 地域協議会の見直し (案) について

- ・ 市民参加・協働推進課より資料に基づき説明

◎以下、質疑応答

(委員) 地域協議会の「調査研究」は、市に対して提言を行うためのものであり、住民自治組織の調査研究は、住民の中で調整し活用するものと理解していたが、市に対しての提言を住民自治組織ができるのか。

(事務局) 今回は地域協議会の「調査研究」等の役割を無くすことは考えていない。住民自治組織の中から、市長に対して声を届ける役割がないという声もあるが、上田地域に関しては、地域協議会が提言する方法の他に、自治会連合会等との行政懇談会において声を届けるという方法がある。現状において、住民自治組織に提言機能を付加することは考えていないが、住民自治組織「全体会議」等を通じて、意見は聴いている。

(委員) 見直し案だと地域協議会の存在がぼやける。

(事務局) 現在、住民自治組織には市へ提言をする役割はないが、島根県雲南市では、住民自治組織設立から 10 年経ち、条例を整備したうえで地域協議会を廃止した。上田市ではその段階まではしていない。

(委員) 今回の見直し案での変更は人数と設置単位のみなのか。

(事務局) 地域協議会委員の負担が大きいという意見が多いなか、「調査研究」や「提言」の役割は条例上で規定されており無くすわけにはいかない。設置単位を 9 つから 4 つにし、かつ、地域の実情に応じて委員数を減らし、本来の地域協議会の役割を果たしていただきたく提案している。委員数の削減に関しては、現状では 20 人を選出いただいているが、条例上は「20 人以内」なので 20 人にこだわらず、地域の実情に応じた人数を選出することとしたい。

(委員) 調査研究も素人が一から考えている。核心までいかず終わってしまうので、選出する委員について、もう少し考えなければならないと思う。

(事務局) 選出については、委員の皆さんの意見も踏まえてお示ししたいと考えている。

(委員) 中央地域は、地域協議会で「調査研究」を行っている。行政懇談会も開催している。自治会は、自主活動として、まちづくりを行っている。地域協議会の目的、行政懇談会の目的、自治会の目的を明確にするといいのではないか。

(委員) 中央地域は中心市街地であり、塩田・川西地域は田園地帯が特徴である。例えばゴミにしても中央地域ならではの課題がある。地域によって課題が異なるため、上田地域が一つになって調査研究していいのか疑問である。

(委員) それぞれの立場を一つにまとめるのは中央地域の場合は難しい。諮問や意見聴取は地域協議会へ行う必要はあるのか。委員の選出についても再検討が必要。この地域協議会には若い人はいない。地域協議会を再編するのであれば、どのような人をどのような形で委員に選出して何を協議するのかを明確にしてこそ、地域協議会の存続の意味がある。見直し案は、地域協議会を廃止していくための縮小としか思えない。

(事務局) 地域協議会の廃止が前提ではなく、本来のあるべき姿の地域協議会をどのように残していくかが課題である。

(委員) 次回は見直し案に対し、賛成・反対の意見をまとめていきたい。

(2) 中央地域の地域課題について
資料配布のみ

(3) その他
特になし

4 その他

(1) 当面の日程

ア	: 10月11日(金)	13:30 から	(会場 : 中央公民館 2階 会議室)
イ	: 11月13日(水)	13:30 から	(会場 : 中央公民館 2階 会議室)
ウ	: 12月6日(金)	13:30 から	(会場 : 未定)

5 閉会